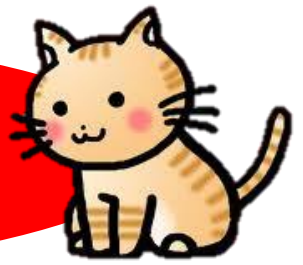


# 猫は室内で飼おう!



「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」では、飼い主の責務として、動物が人の財産を侵害し、人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならないこと、また、猫の所有者は、室内での飼養に努めなければならないことが規定されています。

ココに注意!



あなたの猫が、ご近所の花壇でトイレをしたり、いたずらをして迷惑をかけているかもしれません!

ココに注意!



家の外は、感染症\*や交通事故など危険がいっぱいです!

※主な感染症は猫エイズ、猫白血病、耳ダニ、疥癬、回虫等があります。

十勝管内でも、年間数十匹の猫が交通事故による怪我や感染症による衰弱などにより保護されています。交通事故などで誰にも知られずに死亡する猫はそれ以上いると考えられます。

おうちが一番♪



飼い猫が交通事故に遭ったら、それは飼い主の責任です!

さらに詳しく知りたい方は、  
北海道十勝総合振興局 環境生活課  
TEL 0155-26-9031  
帯広市 都市環境部 環境室 環境課  
TEL 0155-65-4136